

平成 28 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 : 日本エンタープライズ株式会社
代表者の役職名 : 代表取締役社長 植田勝典
(コード番号 4829 東証第一部)
問合せ先責任者 : 常務取締役 田中 勝
T E L : 03-5774-5730

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領によりストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成 28 年 8 月 26 日開催の当社第 28 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員並びに当子会社の取締役及び監査役の業績向上に対する意欲や士気を喚起することで、当社グループに優秀な人材を確保するとともに、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 30,000 株を上限とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点での権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

（2）新株予約権の総数

新株予約権 300 個を上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

（3）新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が新株予約権割当日の東京証券取引所の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合その他上記の行使価額の調整を必要とする場合、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年を経過する日の翌月の月初めから3年間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ②その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他

新株予約権のその他の事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。